

敦賀市内に空き家等をお持ちの方へ

近年、老朽化した空き家等が全国的に増加し、社会問題となっています。敦賀市においても、放置されている空き家等が周囲に悪影響を与えている事例が増えていることから、空き家等の適切な管理や空き家等の利活用を推進しております。

**安全で安心な生活環境の実現及び
空き家等を利活用したふるさとの活性化に、ご協力をお願いします。**

空き家等の適切な管理

平成27年5月26日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成30年6月27日に「敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例」(以下「条例」という。)が施行されました。

この条例の施行により老朽化し、放置されて危険な状態となった空き家等について、倒壊、建築部材の飛散などによる被害を防止するため、所有者等に対し適切な管理を促していきます。

『所有者等は、当該空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければならない。』と条例で定義しています。

万が一、他人に損害を与えたときは、損害を賠償するなど管理責任が問われることがあります。

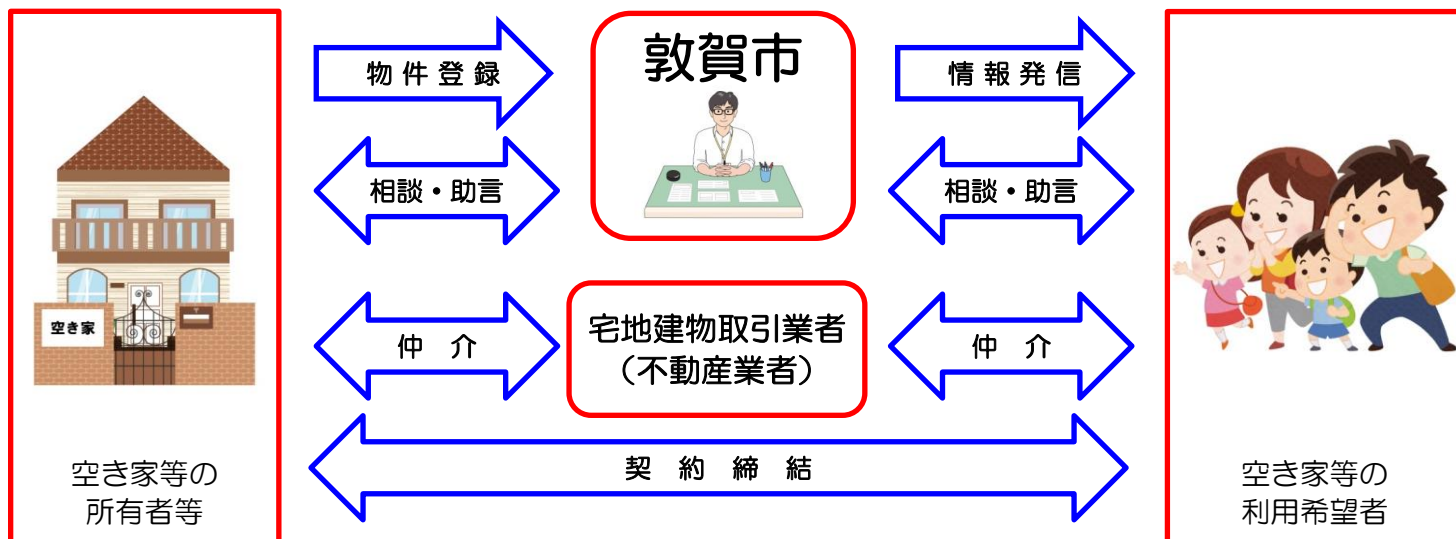
空き家等は所有者等の財産です。所有者等のみなさまは、問題が生じないよう定期的に状況を確認し、必要に応じて適切な処置を講じてください。ご自分で措置をできない場合は業者等に依頼するなどして、所有者等の責任を果たすようお願いします。



空き家等の利活用

「実家に誰も住まなくなった」「所有している更地の使い道がない」
そんな空き家や空き地を『敦賀市空き家・空き地情報バンク』に登録し活用してみませんか。

利活用可能な空き家・空き地を所有の方は、「空き家・空き地情報バンク登録カード」を敦賀市住宅政策課に持参して頂ければ、『敦賀市空き家・空き地情報バンク』に登録します。概要は下記のとおりです。



空き家等の利活用相談窓口：

福井県敦賀市建設部住宅政策課 電話 :0770-22-8141

敦賀市空き家・空き地情報バンク



昭和56年5月末以前に建てられた木造住宅の所有者の皆様へ

あなたの家は地震がきても大丈夫？！



耐震診断を受けましょう

敦賀市では、一戸建て木造住宅の耐震化を促進するために、耐震診断と補強プランにかかる費用の一部を補助し、支援を行っています。

1 耐震診断・・・

耐震診断士が建物を調査し強度計算

2 補強プラン・・・

補強の方法や概算費用を算出

あわせて **自己負担額 1万円**

※費用10万円のうち、9万円を市が補助

■ 申込みできる方

- (1)昭和56年5月31日以前に着工された、3階建て以下の在来軸組構法、枠組壁工法、伝統的構法による一戸建て木造住宅の個人所有者で、当該住宅に居住する、又は耐震診断若しくは耐震改修後に居住を開始する方。
(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの)
- (2)敦賀市税の滞納のない方

■ 判定

現地調査等に基づき、大地震での倒壊の可能性について判定します。

「上部構造評点」と安全性の評価の目安

上部構造評点	1.5以上	1.0～1.5未満	0.7～1.0未満	0.7未満
安全性の評価	倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する可能性がある	倒壊する可能性が高い



住宅の耐震性が不十分と判断された場合

耐震改修補助制度を利用しましょう！

対象工事費の80%以内

補助金額 最大100万円

■ 補助対象となる工事

敦賀市の耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事

■ 対象となる工事内容

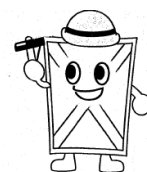
下記の①及び②を満たすもの

- ①改修後の診断評点を1.0以上(困難な場合は0.7以上)にする耐震改修工事。
- ②福井県木造住宅耐震診断士が補強計画および工事監理を行うもの。

■ 申込みできる方

下記の①及び②を満たすもの

- ①対象となる木造住宅に自ら居住するために所有し、市税の滞納のない方。
 - ②国又は地方公共団体等の他の補助事業の補助金等の交付を受けていない方。
- ただし、補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分出来る場合を除く。



お問い合わせ・申込先：

福井県敦賀市建設部住宅政策課 電話：0770-22-8141

敦賀市 たいしんしんだん

